

肝炎ウイルス検診等実施要領

(目的)

第1 この要領は、肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、もって市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的として、千葉市（以下「甲」という。）が一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施するB型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査等について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 肝炎ウイルス検診の対象は、市内に居住地を有し、当該年度に40歳となる者を対象とする。

2 前項に定める者以外のうち、市内に居住地を有し、当該年度に41歳以上となる者であって、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ本検診の受診を希望する者についても、本検診の対象とする。

なお、当該年度の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及びその他の法令に基づき行われている特定健康診査に相当する健康診断において肝機能検査の数値に異常がみられた者であり、かつ本検診の受診を希望する者については、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けた者であっても受診することができるが、原則として速やかに医療機関での受診を勧奨するものとする。

3 検診回数は、希望する者に対し、同一人1回とする。

(実施期間)

第3 この検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

(検診取扱い医療機関)

第4 この検診は、乙会員である医師（以下「丙」という。）が行うものとする。

(受診券及び受診記録票の配布)

第5 甲は、この検診の対象者に対し、「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付する。

2 甲は、丙に対し、「肝炎ウイルス検診等受診記録票」（以下「受診記録票」という。）と肝炎に関する資料（以下「肝炎セット」という。）を送付する。

(検診方法)

第6 受診者は、受診券を甲から受け取り、丙の定める日時に持参し、検診を受けるものとする。

2 検査項目は、次のとおりとする。

(1) 問診（住所、氏名、生年月日、既往歴等）及び肝炎ウイルス検診についての説明を行い、肝炎ウイルス検診の実施について受診者本人の同意を必ず得ること。また、第13に示す「陽性者フォローアップ事業」の参加について確認すること。

(2) B型肝炎ウイルス検査

ア HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えない。

(3) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することが出来るHCV抗体測定系を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えない。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価と分類された検体に対して行うこと。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用すること。

3 受診者への結果通知は、丙が行うものとする。

(総合判定)

第7 判定にあたっては、次のとおりとする。

(1) B型肝炎ウイルス検査

ア HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、「1 陽性」又は「2 陰性」の別を判定する。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「1 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定する。

(イ) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(ウ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「2 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は「1 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」、検出されない場合は、「2 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

2 HCV核酸増幅検査を実施した場合には、「1 実施した」に○印及び検査値等を記入するものとする。

(検診結果の管理)

第8 丙は、検診結果を少なくとも5年間は保存するものとする。

(指導区分)

第9 丙は、検診の結果、判定に基づき必要な指導をおこなう。

2 指導に当たっては、次のとおりとする。

(1) HBs抗原検査において「1 陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「1 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者

ア 受診記録票の本人控を渡し、「肝炎セット」を使用して、精密検査の方法を説明するとともに、精密検査を受けるように指導するものとする。

イ 受診記録票の陽性者フォローアップ事業の同意欄に記入してあることを確認し、同意の有無に係わらず、精密検査を受診後、または検診結果判明 3 か月後をめやすに肝炎セット内の受診調査票へ記入し、市へ返送するよう説明する。

(2) HBs 抗原検査において「2 陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「2 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者

ア 本人控えを渡し、検診票を保存し、検診結果と検診日を記録しておくことを勧奨する。

イ 受診記録票の陽性者フォローアップ事業の同意欄に記入がなくてもよいものとする。

3 甲は、前2項(1)の者のから返送される受診調査票や電話等により、初回の精密検査受診状況を確認するものとする。

(記録の整備)

第10 丙は、次のように記録を整備するものとする。

(1) 検診の記録は、氏名、年齢、住所、検診の結果等を記録する。

(2) 必要に応じ、治療の状況や事後の指導その他必要な事項についても記録する。

(検診費用)

第11 検診費用は、それぞれ次の内容とする。

(1) 甲は、受診者から費用を徴収しない。

(2) 丙は、受診者からこの検診に要する費用を徴収できない。

(結果報告及び委託料の支払い)

第12 この検診の結果報告及び委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

(陽性者へのフォローアップ)

第13 甲は、早期に治療に繋げ、重症化予防を図ることを目的に、平成27年4月1日以降にHBs 抗原検査において「1 陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「1 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定され、本人の同意を得た者に対し、陽性者フォローアップ事業を行う。

2 甲は、調査票を年1回程度送付する等の方法により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合には、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

3 精密検査の受診、治療の終了、定期検診の開始等の医療機関での支援が確認できた場合や対象者から継続希望が無いと判明した場合は、支援を終了するものとする。

(精度の向上)

第14 検診に従事する丙は、診断技術の向上を図るため、自ら積極的に研修等に参加することとする。

(広報)

第15 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て市政だより、パンフレット等を活用し、肝炎ウイルス検診の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期日、実施方法、その他の必要な事項について市民に周知する。

(規定外事項)

第16 この要領に定めるもののほか、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査の実施に関し必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、この要領の施行の日から起算して5年を経過した日にその効力を失う。

附 則

この要領は、平成14年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。